

典薬寮と『延喜式』卷三七について

On the Bureau of Medications and Scroll 37 of the *Engi shiki*
Alessandro Poletto

アレッサンドロ・ポレット

I. 『延喜式』とは

『延喜式』（“Protocols of the Engi era [901-923]”，以下、『延喜式』とする）は十世紀に編纂された五十巻にわたる日本の古代史料である。『延喜式』は、延喜年間（901-923年）に編纂が始まったことにちなんで名づけられ、そしてそれは行政・儀式・日常生活のすべてに関わる実用的な規約から構成される。

「式」という用語は—ここでは“protocol”と訳したが—、四つに分けられる前近代の東アジアの法体系の一つである。中国を起源にもつ、この法律の構造は律・令・格・式の四つの要素からなる。「律」は、現代でいうところの刑法にあたり、一方で「令」とはほかの多岐にわたる政府の機能について述べられており、従って民法や行政法の両面が含まれている。「格」は、過去に出された律や令のいずれかについて修正したり、もしくは律や令には含まれない法律的対処が必要な問題についての補足事項で構成される。本来的には単行法令として発行されたが、のちに法令集としてまとめられたものも「格」と呼ばれる。中華圏の法律体系に基づいた政府のシステムは、一般的に律令体制や律令国家などといった学問である。日本では、それが十分に機能していた八世紀の初頭から十世紀にかけてを指す言葉となる。

四つの法体系のうちの最後の「式」とは、律や令のなかで決められた法律で実行に際して問題がある場合の施行細則である。それらは政府の様々な機関の機能を充実させるための内規からなる。律や令そして格とは違う実用的次元のものであり、それらは論理的問題というよりむしろ施行の問題への対処である。格でもそうであったように式も便覧として編纂されており、そして『延喜式』は、現存する唯一の編纂物である。それは、日本古代国家の官僚のための公式の実用的マニュアル書であるとも考えられるが、行政的問題だけでなく、経済・儀式・生産活動・食文化・工芸品などを含めたあらゆる古代社会の側面を解明することができる。

『延喜式』の編纂は延喜五年（905）八月に醍醐天皇（885-930；在位 897-930）の命令によってはじめられた。藤原時平（871-909）の主導により委員会が集められたものの、進捗は遅く、時平の死後その弟である忠平（880-949）がそれを引き継いだ。結局それが完成し、天皇に進呈されたのは延長五年（927）十二月十六日であった。だがしかし、康保四年（967）までの四十年間施行されることなく、最終的に十月九日に諸国（provinces）に頒布・公布された。『延喜式』の最初の

十巻は神祇官 (Council of Kami Affairs) についての規約・手順に割かれた。巻十一から四十までは太政官 (Council of State), 八省 (eight ministries) やそれらが管轄するすべての寮 (bureaus) や司 (offices) を網羅している。その他の司や部局については、巻四十一から四十九に収められている。一方で最後の巻五十は雑多な内容 (= 雑式) に割かれている。

『延喜式』は古代日本における同種類の編纂物としては初めてのものではない。「式」の過去の編纂物について示すと、『弘仁式』 (“Protocols of the Kōnin era [810-824]”, 弘仁年間に編纂が開始された式) と『貞観式』 (“Protocols of the Jōgan era [859-877]”, 貞観年間に編纂された式) がある。引用された断簡 (逸文) でしか残っていない他のテキストを除いて⁽¹⁾, これら二つはすでに現存してはいないが、『貞観式』については『弘仁式』の字句の追加・修正で構成されていたと考えられている。一方で、『延喜式』は最新の唐の式をモデルとしたものであり、単にそれまでの法規集の改定を企図したものではない。しかし、とりわけそれに先行して編纂された式—前述の『弘仁式』や『貞観式』—からの改定や増補を含んでいるからには、『延喜式』を全くの十世紀の所産とみるのは誤りであり、注意が必要である。『延喜式』が編纂されたときの社会的・文化的な真相を反映したものかどうかを確かめるためにそれぞれの条文を調査する必要がある。⁽²⁾

II. 典薬寮について

宮内省 (Ministry of the Royal Household) 被管の一つである典薬寮 (Bureau of Medications) は、大まかにいえば天皇・皇族・宮廷貴族の医療や製薬を担当していた。律令制下の大陸のモデルをもとに設立された二つの主要な技術に関わる寮のうちの一つである。もう一つの寮は、中務省 (Ministry of Central Affairs) 被管の陰陽寮 (Bureau of Yin and Yang) である。この二つの寮はまた、初期の技能官人の中に勅 (royal command) によって還俗した仏教僧がいたという、もう一つの重要な側面を共有していた。典薬寮で最も著名な例は恵俊である。医術—中国で宮廷医者 of 業務を指す用語であるが、日本には僧侶や別系統の技術者が持ち込んだ—に長けた、百済系渡来人の血筋を引く僧で、吉宜、後に吉田連宜という俗名で知られており、『続日本紀』 (Continued Chronicles of Japan) によると天平十年 (738) 閏七月七日には典薬寮の頭に任じられた。⁽³⁾

典薬寮は、四等官 (four top administrative posts) —長官 (頭; director)・次官 (助; vice-director)・判官 (允; third-rank manager)・主典 (属; secretary or fourth-level manager) —の下に、様々な領域の専門家が組織されている。「医」—大まかには大陸では宮廷医者の行う技術の全般を指すが、ここでは一義的には薬の調合を示す—、「針」 (needles), 「呪禁」, 「按摩」といった分野が設けられている。これらの専門分野はそれぞれ三つのランク—博士 (master or instructor)・師 (base practitioner)・生 (student or apprentice) —から構成される。加えて薬園 (physic garden) の担当するものがあり、それは師 (base practitioner) と生 (student) の二つのレベル、そして下級職員で構成される。按摩とは、マッサージのような術を指すがそれらが実在したかの痕跡はない。一方で呪禁は、身体を固めて怪獣、毒虫、鬼神などの悪意ある存在からの攻撃を避けるような術を指し、中国の南方の方士 (Ch: *fangshi*, masters of methods) によって行われた呪術に類似すると指摘されている。呪禁の文字は、呪文と禁忌 (incantation and interdiction) と訳されるが、ここでは訳さないことにする。『続日本紀』や『藤氏家伝』⁽⁵⁾ (Family Biographies of the Fujiwara)

などには、韓国連広足—最終的に典薬頭 (head of the Bureau of Medications) になる人物—や、余仁軍などの呪禁の職にあった事例がいくつかあるものの、呪禁が実際に行われていたというような記事はない。呪禁をめぐる議論は法典や解釈でのみ見られる。どちらにせよ、按摩と呪禁は最終的には断絶してしまう。最後に記録された呪禁の記事は、神護景雲元年 (767) の末使主望足であり、『延喜式』が編纂される時代までに、両専門職 (按摩と呪禁) についての言及は見出すことができない⁽⁶⁾。

典薬寮は最終的には天皇と他の宮廷諸官司との健康面に対して区別なく責任を負うが、一方では天皇やその近親者と一般の宮廷貴族との間に隔たりを示唆するような記録が散見される。『日本書紀 (Chronicles of Japan)』天武天皇四年 (675) 正月条は「外薬寮 (Outer Bureau of Medications)」—おそらくは典薬寮の当時の名称—がみえ、『日本書紀』文武天皇三年 (699) 正月 27 日条には「内薬官 (Inner Division of Medications)」について言及している。「内」と「外」の二分は、そのような区分が非常に早い時期からなされていたことを示唆している。律令制下には、組織された天皇とそのや近親皇族のための「内薬司 (Inner Office of Medications)」, および宮廷諸官司の官人達のための典薬寮が設置された。この二層構造は寛平八年 (896) 年九月まで継続しており、内薬司が典薬寮に併合された時に、内薬司の医療関連職員—侍医 (physicians dedicated to the *tennō*) や女医 (physicians specialized in women's health) を含む—が典薬寮に移されることとなった⁽⁷⁾。

職員令 (Rules on Personnel) で設置された典薬寮には様々な専門分野がみられるが、典薬寮の内容は天皇とその近親皇族、宮廷諸官司等に供給するための生薬による療法と薬の調合に重点が置かれていることは注目に値する。それについては次節で説明する。

Ⅲ. 『延喜式』卷三七「典薬寮」

『延喜式』卷三七「典薬寮」には、典薬寮に関する式が編集されている。以下、それを「典薬式」(Protocols for the Bureau of Medications) と呼ぶこととする。

前述の通り、寛平八年に典薬寮と内薬司が統合されると、それ以前の『弘仁式』『貞観式』において個別にあった典薬寮と内薬司の両式も「典薬式」に統合されたと思われる。これを証明するものとしていくつかの事例があげられる。例えば、典薬式 6 雑給条 (“On miscellaneous provisions”) では、五位以上の官人のための薬を製造する際に必要な薪の中に、天皇の薬を製造するための薪も含まれているという記述が見られる。また、典薬式 9 合薬麴条 (“On the kamutachi for the compounding of medications”) では、薬の調合に用いる麴の素材としての小麦について、天皇の薬用と五位以上官人の薬用のものをあわせて計算されている。

このように、典薬寮と内薬司の合併に伴って、もともと個別にあった両式の条文が合併されていると考えられる。

「典薬式」の内容については、大別すると、五つにわけることができる。

① 1 ~ 17 条：典薬寮における具体的な職務内容の規定。

恒例の儀式や行事の際の活動 (1 条 ~ 14 条), および臨時の儀式や行事の際の活動 (15 条 ~ 17 条) に関する規定が含まれる。

② 18～31条：典薬寮からの薬の充当に関する規定。

典薬寮から他官司などに充当する薬物（18条～25条）、および唐・新羅・渤海に派遣する使者に充当される薬物（26条～31条）がリストされている。

③ 32～37条：典薬寮における官人の養成に関する規定（32条～35条）、寮の得業生への支給（36条）、および諸国の医師に任命された官人からの徴収（37条）を扱う条文からなる。

④ 38～44条：典薬寮の財政に関する規定。

薬の調合に用いる生薬・物品の保管や取り扱い（38条～40条）および牧・田、典薬寮の乳牛、地黄の納入（41条～44条）についての規定が配列されている。

⑤ 45～98条：諸国と太宰府から典薬寮に毎年納入される生薬などの国ごとのリスト。

「典薬式」の英訳は現在、研究プロジェクトとして国立歴史民俗博物館が推進している「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究」の活動の一環として作成中であるが、「典薬式」が示してくれる新しい研究方向の可能性を紹介するために、次節では「典薬式」の1元日御薬条の考察を行う。

IV. ケーススタディ：第1条—元日御薬

典薬式1元日御薬条では、旧暦の年末年始に天皇と中宮に供される薬に関する規定や儀式の施行細則がみられる。薬の調合に用いる生薬、およびその献上に必要な物品や儀の手順が詳細に記述されている。そういった意味で、この条文は平安宮廷における生活の儀式化をよく示す場面である。

この際に供される薬は四種類で、特定の病を治療するためのものではなく、一年の無病息災の願いを込めて献上される。この側面を明らかにする箇所があり、以下それらを見ていく。

御薬の薬名は白散 (lit: “white powder”)・度嶂散・屠蘇・千瘡万病膏 (lit: “ointment for a thousand poxes and ten-thousand maladies”)である。それらの調合に用いる薬草や膏 (lard of wild boar) などが列記されているほか、その材料の確保方法についても—典薬寮の倉庫にあるものか、別の官司に要求すべきものか—記されている。

特に興味深い記述として、「造薬官人已下使部已上、各賜潔衣」や「其元日供奉御薬尚薬一人、(中略)女孺五人、采女二人、賜潔衣」が見られ、製薬に関わる典薬寮の官人、および薬を天皇に供する尚薬 (director of the Office of Medications)・女孺 (female minor functionaries)・采女 (female attendants) に潔衣 (pure clothes) を供給しなければならないと規定する箇所がある。潔衣とは、穢れを排除する必要がある重要な儀式的場面で着用するものである。つまり、天皇に供する元日の御薬もそういった場面であったことは注目に値する。

前述の調合薬を献上する場面の詳細は、以下の通りである。

十二月晦日卯一刻、宮内省并寮共候延政門之外、闕司奏訖、寮官人率薬生等、昇御薬案、相共入置庭中版南、共以次退出、省奏訖、更入早案退却、即付尚薬、但屠蘇者、官人将薬生、同日午時封漬御井、令主水司守、元日寅一刻、官人率薬生、就井出薬、即省輔一人并寮官人等、持薬共入進置、即用銀鍮子煖酒漬屠蘇、〈造酒供酒、主殿設火炬、〉尚薬執御蓋、率女孺昇殿、令薬司童女〈殿上所定、〉先嘗、然後供御、次白散、度嶂散、三朝而畢、〈中宮・東宮准此、⁽⁸⁾〉

目を引くのは、数時間に渡る、諸官司が関わる複雑な上記の場面には、ただの物質的授受といった実用的側面のみではなく、既存の儀式手順への配慮が重視されることである。

典薬式に記録された情報が新しい研究を導く可能性があることは前述の通りである。典薬寮の官人としての医師の活動はこれまであまり学術的な注目を集めておらず、それに関する研究も、医師の活動を「医学」として位置づけるのに対して仏教僧や陰陽師 (yin yang masters) の活動を「宗教」と位置付ける傾向が多くみられる。この区別は近代概念を前近代日本に無批判に適用する研究姿勢に起因すると思われ、典薬式1元日御薬条の翻訳と考察によって、近代的な価値基準の安易な適用を見直すきっかけが必要になり得る。「医学」と「宗教」というはっきりした区別は見え、古代文化の所産である『延喜式』の知識体系は近代基準でいうと、混雑している。

V. 結論

『延喜式』は、日本古代の諸分野における文化的情報の宝庫であり、新たな研究の方向性を無数に示してくれる。日本においては周知の史料であり、研究ツールとしての利用頻度も高いが、海外ではまだほとんど知られていない。そこで、国立歴史民俗博物館研究報告が推進する「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究」では、この状況に対処する試みとして、『延喜式』に関する英語による史料紹介、および英語への翻訳を推進するといった多面的なアプローチを行なっている。

現在、執筆者も加わって式毎に英訳を作成中であるが、その活動を少しでも早く知らしめるため、まず『延喜式』 卷三七「典薬寮」の概要を英語で説明したものである。

※本研究は JSPS 科研費 16H03485・20H01318 および人間文化研究機構基幹研究「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究」の成果の一部である。

註

(1)——『弘仁式』と『貞観式』については、現存する字句は虎尾俊哉によって集成されている(同氏編『弘仁式貞観式逸文集成』, 国書刊行会, 1-137頁, 1992年)。

(2)——『延喜式』への簡潔で読みやすい紹介として、小倉慈司「延喜式」(藤尾慎一郎, 松木武彦編集『ここが変わる!日本の考古学』吉川弘文館, 2019年)や同「延喜式(平安時代編)」(佐藤信, 小口雅史編『古代史を読む 下 平安王朝篇』同成社, 2018年)などがある。

(3)——七-八世紀の勅命による還俗については、橋本政良「勅命還俗と方技官僚の形成」(『陰陽道叢書1 古代』名著出版, 1991年)参照。

(4)——典薬寮の組織構造についての詳細は、新村拓「古代医療官人制の研究-典薬寮の構造」(法政大学出版局, 1983年), 丸山裕美子「日唐医疾令の復原と比較」(『日本古代の医療制度』名著刊行会, 1998年, 初出1988年)参照。

(5)——沖森卓也, 佐藤信, 矢嶋泉『藤氏家伝 鎌足・貞慧・武智麻呂伝 注釈と研究』(吉川弘文館, 1999年) 379頁の註釈では、呪禁を仏教の呪を唱えて病気を払う術とするが、これは『日本書紀』敏達天皇六年(577)十一月一日条に基づいた勘違いであると考えられる。この条に様々な仏教技術家の一つとして呪禁師というものが登場するが、この呪禁師と典薬寮の一分野としての呪禁は別系統である。

(6)——呪禁については、下出積与「律令体制と道士法」『日本古代の神祇と道教』(吉川弘文館, 1972年) おとび同「律令下の呪禁」『日本古代の道教・陰陽道と神祇』(吉川弘文館, 1997年)参照。両論稿とも発表から時間は経過しているが、未だ有益な研究である。

(7)——『類聚三代格』寛平八年九月七日太政官符・同年十月五日太政官符。

(8)——虎尾俊哉編『延喜式 下(訳注日本史料)』(集

英社, 2017年) 338頁

アレッサンドロ・ポレット (コロンビア大学博士候補生)
(2020年4月9日受付, 2020年10月16日審査終了)